

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年7月30日版】【修正問】

No.	事項	問	答	備考
1	地域型保育事業	地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)は幼児教育・保育の無償化の対象事業になりますか。	地域型保育事業は、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園と同様( )に、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の利用者負担額利用料(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。以下同じ。)が無償化の対象となります。 ( )3歳から5歳までの子供の利用料(特別利用地域型保育、特定利用地域型保育、国家戦略特別区域小規模保育事業の特定満3歳以上保育認定地域型保育も同様。における利用者負担額)が無償。 0歳から2歳までの子供の利用者負担額利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。	
4	一時預かり事業	2歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業(幼稚園型 )は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額4.2万円を上限額として子育てのための施設等利用給付無償化の対象となります。	
9	特別利用保育	教育・保育給付第1号認定を受けた子供が、地域に幼稚園や認定こども園がない等の理由で、やむを得ず保育所等を利用する特別利用保育は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育認定を受けた子供が、地域に幼稚園がない等の理由でやむをえず保育所を利用した場合には、現状の特別利用保育における利用者負担額(政令で定める上限額の範囲で市区町村が具体的な額を設定)の全額が無償化となります。	
10	へき地保育所	へき地保育所(特例保育を提供する事業所)を利用した場合には幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	教育・保育給付認定を受けた子供が特例保育を提供する事業所を利用した場合には、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園と同様( )に、利用料が無償化の対象となります。 ( )3歳から5歳までの子供の利用者負担額利用料が無償。0歳から2歳までの子供の利用者負担額利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償。	
11	児童館等で実施する市町村単独事業	近隣に保育施設・事業者がない等の事情で、都道府県や市町村等が児童館等の公の施設内で子どもを預かる事業を行っていますか、こうした施設・事業は幼児教育・保育の無償化の対象になるのでしょうか。	ご指摘のような事業については、専従の職員の配置や設備基準などの一時預かり事業としての基準を満たしている場合には、児童福祉法に基づき一時預かり事業の届出を行うことが考えられます。 また、乳幼児の保育を行うことを目的とした施設について、認可を受けていないものは、一時預かり事業の届出を行っている場合等を除き、認可外保育施設として届け出なければならないこととされており、公立施設においても届出義務の対象である旨を明確化する予定です。 こうした一時預かり事業や認可外保育施設の利用者であって、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できず、保育の必要性があるものについては、認可保育所の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで、施設等利用給付を受けることができます。	
12	延長保育	保育所等で延長保育を利用した際に、その利用料は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している方については、保育標準時間認定、保育短時間認定どちらの場合も延長保育を利用した際の利用料は無償化の対象とはなりません。 なお、延長保育の利用料について、市町村(特別区を含む。以下同じ。)で独自に世帯所得等に応じた軽減を行っている場合もありますが、その在り方は引き続きそれぞれの市町村において決めてください。	
13	休日保育	休日保育は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	子ども・子育て支援新制度では、休日保育が給付化されており、市町村が指定した休日保育所等に対し、休日保育加算を講じています。休日保育は、保護者の多様な勤務形態に応じ、保育標準時間、保育短時間の認定された保育必要量の範囲内で特定の平日に代えて利用されるものであるため、幼児教育・保育の無償化の対象になります。また、幼児教育・保育保育料の無償化後も、今までと同様に、休日保育の利用料を徴収することはできません。 なお、通常の保育標準時間・保育短時間外にスポットで利用される保育は、新制度においては延長保育事業又は一時預かり事業に該当すると考えられ、上記の休日保育とは異なります。	
16	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	保育の必要性のある子供が幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び当該幼稚園の預かり保育事業の利用料は子育てのための施設等利用給付幼児教育・保育の無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には子育てのための施設等利用給付の対象となります。 具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または、年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円、住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円)から預かり保育事業に係る施設等利用費無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となります(在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業の利用がない場合も含む。)	
24	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)を上限として、子育てのための施設等利用給付無償化の対象となります。	

25	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	居住している市町村とは異なる市町村の新制度未移行の幼稚園を利用した場合についても、その利用料(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。以下同じ。)について、月額2.57万円を上限として子育てのための施設等利用給付の対象となります。保育の必要性の認定がある場合には、預かり保育事業についても月額1.13万円を上限に子育てのための施設等利用給付の対象となります。
26	保育所等の私的契約児	保育所等における私的契約児は無償化の対象となりますか。	「私的契約」は、認可保育所または地域型保育事業が、市町村の利用調整の結果、入所児童が決定した後になお受け入れ可能な場合で、保育の必要性のない子どもも含め、保護者との私的な契約により受け入れるものです。この場合、市町村は施設型給付等を支給せず、利用者負担額の算定も行わないため、保育に要する費用は、基本的に施設・事業者と保護者の契約によります。このような場合、利用している子どもがたとえ認定子どもの場合であっても、市町村が施設型給付等を支給していないことから、基本的に幼児教育・保育の無償化の対象者ではなく、利用者負担額については、専ら施設・事業者と保護者の契約によります。
32	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらですか。	保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園利用保育料に係る施設等利用費の無償化上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)に係る施設等利用費の無償化上限額となります。 なお、給付の適正を図るため、施設等利用費無償化の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。  (参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額・利用日数×日額単価(450円) = B円(上限:11,300円) A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給
33	預かり保育事業の上限額	幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。	幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付無償化の対象となりますが、その支給給付上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円、いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業に係る施設等利用費の無償化支給給付額を差し引いた額となります。  (参考)ある月の支給給付額算定方法(例)  ( 預かり保育事業の給付額算定) 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: 6,000円 支給限度額・利用日数(15日)×日額単価(450円) = 6,750円 預かり保育事業の給付額は6,000円  ( 当月の認可外保育施設等の利用に係る支給給付限度額) 11,300円-6,000円=5,300円  ( 認可外保育施設等の支給給付額) 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額: 15,000円 支給限度額: 5,300円 認可外保育施設等の給付額は5,300円 上記例の場合、・ を省略し、 で11,300円の支給額とすることも可能。(No.103参照)
34	預かり保育事業の上限額	幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用料が月額上限額を超過する場合がありますが、施設等利用費の支給は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。	年単位(年度単位)ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となります。したがって、長期休業期間中など、利用実績額が施設等利用費無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の施設等利用費無償化上限額で超過分を補填することはできません。(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部も同じ。)
35	預かり保育事業の上限額	新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円 - 1.7万円 = 2万円)ですか。	幼稚園の保育利用料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。 なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。  (参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額・利用日数×日額単価 = B円(上限:11,300円) A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給
36	預かり保育事業の上限額	保育の必要性を認定された住民税非課税世帯の子供が、年度途中で3歳になり幼稚園に通っている場合、幼稚園の預かり保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。また、その場合の上限額は何円ですか。	年度途中で満3歳となり幼稚園に入園した子供が利用する預かり保育事業については、保育の必要性があり市町村民税世帯非課税の場合に、施設等利用給付第3号認定を受けることにより、子育てのための施設等利用給付の対象となります。 その場合の預かり保育事業の施設等利用費給付の上限額は、認可保育所における保育料の全国平均額(月額4.2万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の支給無償化上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.63万円)となりますが、預かり保育事業については満3歳とその他の3歳から5歳までで保育料が異なるといった事情がないため、満3歳についても3歳から5歳までの場合と同じ日額単価(450円)で、利用量に応じた支給額の計算を行うこととなります。

37	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設等利用給付の第2・3号認定を受けている新制度未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の <b>子育てのための</b> 施設等利用給付を受けることは可能ですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が <b>子育てのための</b> 施設等利用給付の対象となります。これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。	
38	市町村への確認申請	認可外保育施設など、今回新たに幼児教育・保育の無償化の対象となる施設や事業について、児童福祉法に基づく届出だけでなく、市町村に確認の申請を行う必要があるのはなぜですか。	市町村が施設等利用給付を行うにあたり、対象施設等に求める基準(教育・保育等の質に係る基準)を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要があり、施設・事業者は確認のための申請を <b>当該施設・事業所を管轄する市町村</b> にする必要があります。この場合、未移行の幼稚園、特別支援学校、一時預かり事業については、関係法の設置基準や事業基準が適用され、市町村は、適法な認可や届出がなされた施設・事業かどうかを確認することとなります。幼稚園の預かり保育事業については、幼稚園教育要領に準じて実施されていることや必要な職員配置を行っていることなどが市町村の確認に係る基準となりますが、これは認可された幼稚園であれば十分満たすことができる基準であり、また各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです(No.121参照)。市町村においては、認可権者による指導監督により同基準が満たされることを前提として、書面上の確認で足りることとなります。また、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、市町村は、対象施設等が現行の指導監督基準や地域子ども・子育て支援事業を行う際に求めている基準と同様の内容を満たしているか確認することとなり、例えば、認可外保育施設については、市町村は、都道府県から提供される情報も活用し、児童福祉法に基づく届出がなされた施設かどうかや指導監督基準を満たした施設かどうかを確認します。(5年間の経過措置期間中は届出がなされた施設かどうかの確認のみ。)市町村は、確認を行った施設について、その施設に通う <b>子どもに係る施設等利用費の支給子供の無償化給付</b> を行うこととなります。なお、未移行幼稚園や特別支援学校については、施行日にこの確認を行ったとみなされますので、新たに確認のための申請手続を行う必要はありませんが、施行日までに一定の書類を所在地市町村に提出していただく <b>ことにしています予定です</b> 。( )幼稚園の預かり保育事業については、今後、別途一時預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう求めることとしておりますが、これは預かり保育事業の質の確保・向上のために実施するものであり、各幼稚園の設置者・認可権者が通常の指導監督の過程において遵守を徹底するものです(No.121参照)。	
41	簡易な確認手続き	実務フローにおいては、市町村が実施する一時預かり事業・病児保育事業と、子育て援助活動支援事業は、市町村が実施主体となることから、それぞれ市町村は簡易な確認手続きをすることができるとされていますが、具体的にどのような手続きが考えられますか。	地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託等を受けた者が実施する一時預かり事業と病児保育事業については、例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられます。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける(別紙の提出は求めない)手法が考えられます。また、子育て援助活動支援事業については、緊急救命講習、事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうかを確認することが主たる目的ですが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること(内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定 <b>する予定</b> )としていることから、確認の手続は、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続の決裁をもって確認を代用することが考えられ、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられます。	
43	都道府県保有情報の活用	施設の確認をする際に、都道府県が持っている情報を活用することはできますか。	例えば、認可外保育施設の確認に際しては、都道府県が届出等により把握した情報を活用することが想定されます。こうした際に、必要に応じて、都道府県に協力を求められる旨の規定があります。( <b>子ども・子育て支援法</b> 第58条の12)	
48	未移行幼稚園のみなし確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第3条に、新制度未移行幼稚園・特別支援学校は、法の施行日に確認があったものとみなすとしておりますが、この「のみなし確認」について市町村は具体的にどのような手続きを行えばよいですか。	改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園と特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要ですが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(別添「確認参考様式その0」)」と、学校教育法による「認可を証する書類の写し」の提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えないものとします。この「認可を証する書類の写し」とは、各都道府県が定める規則等に基づき、都道府県が認可を決定した際に申請者に通知した書面の写し等を想定しております。ただし、設置が古い園などで該当する書類を準備できない場合、市町村は、都道府県が公表している設置認可の情報等を活用することも構いません。なお、国立大学附属幼稚園等については、法令により学校教育法上の幼稚園であることが明らかであることから、国立大学法人体施行規則別表第二に記載されている一覧により確認していただきたいと考えております。	
51	保育の必要性の認定対象外者の取扱	保育の必要性の認定の対象とはならない場合(例:専業主婦家庭等)、どのような施設の利用が幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	3歳から5歳までの <b>保育の必要性のない</b> 子供については、幼稚園、認定こども園(4時間相当分)は無償化の対象となります。なお、この場合、預かり保育事業は無償化の対象となりませんが、 <b>こひまか</b> -就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)は <b>も</b> 無償化の対象となります。	
52	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や幼稚園等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の <b>子どものための教育・保育給付施設型給付等</b> や就園奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、 <b>子育てのための</b> 施設等利用給付の対象となります。	

53	幼稚園等の無償化対象期間	3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化の開始年齢は、満3歳になった日からですか、満3歳になった最初の4月からですか、また、6歳の誕生日に無償化が終了してしまうのですか。	今回の幼児教育・保育の無償化では、小学校就学前の3年間分の <b>保育利用料</b> を無償化することを基本的な考え方としております。このため、保育所等を利用する子供について、年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また、年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償となります。これは、就学前の障害児の発達支援においても同様です。 一方、幼稚園については、学校教育法上、満3歳(3歳になった日)から入園できることとされている、満3歳児は翌年度の4月を待たず年少クラスに所属する場合も多い。現行の幼稚園就園奨励費も満3歳から補助対象としている、といった他の施設・事業にはない事情を踏まえ、満3歳になった日から無償化の対象となります(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む)。 ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度(4月)からが <b>子育てのための施設等利用給付</b> の対象となります。
55	個人番号や住基ネットの活用	施設等利用給付認定の際に、対象者の確認や、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認事務において、個人番号(マイナンバー)や住基ネットを利用することができますか。	今般の改正により、番号法別表第1及び住民基本台帳法別表第2及び別表第4に、現行の「 <b>子どものための教育・保育給付</b> の支給に関する事務」に加え、「 <b>子育てのための施設等利用給付</b> の支給に関する事務」が加えられ、改正法の公布と併せて下位法令の手当も行う予定であることから、これら事務の処理のために個人番号や住基ネットを利用することは可能です。 また、食材料費を施設による徴収としたこと等に伴う所得確認について、同一市町村内における、いわゆる「 <b>庁内連携</b> 」については、子ども・子育て支援法の改正法の <b>公布施行</b> の日から利用可能となります。 一方、市町村をまたぐ情報連携については、データ標準レイアウトの整備等所要の準備が必要になりますので、令和3年6月以降の予定です。なお、データ標準レイアウトの整備がなされるまでの間においては、公用照会を活用するなど、申請者に添付書類を求めるのは最小限にするよう配慮をお願いします。
56	追加認定	幼稚園や認定こども園において、教育・保育給付認定第1号認定を取得した子供が利用する預かり保育事業が施設等利用給付の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	教育・保育給付第1号認定を取得して幼稚園や認定こども園を利用している子供の場合、預かり保育事業が無償化の対象となるためには、当該 <b>教育・保育給付第1号認定</b> に加えて、施設等利用給付第2・ <b>号又は第3号認定</b> が必要となります。
57	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、 <b>施設等利用給付新たな認定</b> を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。 <b>なお、教育・保育給付第2・3号認定を取得していても、施設等利用給付第2・3号認定を取得すれば、子育てのための施設等利用給付の対象になります。</b>
58	認定事由	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設を利用して施設等利用費の支給を受ける場合の施設等利用給付第2・3号認定の基準は、教育・保育給付第2・3号認定と全く同一にする必要がありますか、自治体の判断で差を設けることは可能ですか。 また、保育の必要性の認定事由は、教育・保育給付第2・3号認定と施設等利用給付第2・3号認定とで考え方や取り扱いが異なるものはないのでしょうか。	幼稚園の預かり保育事業や認可外保育施設については、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業に入ることのできない場合の代替措置として今回幼児教育・保育の無償化の対象となったことを踏まえると、教育・保育給付第2・3号認定を取得可能であるにもかかわらず、これらが無償化の対象とならないといった事態は避ける必要があります。 したがって、施設等利用給付第2・3号認定の基準は、 <b>法において、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定め</b> ており、基本的に教育・保育給付第2・3号認定の基準と同等のものとする必要があり、自治体の判断でこの差を設けることはできません。 <b>法においても、施設等利用給付第2・3号認定の保育の必要性については、現在の保育認定に係る事由をそのまま引用する形で定められています。</b>
59	認定事由	法で施設等利用給付認定には、教育・保育給付認定のように保育の必要性に応じた保育標準時間・短時間等の考え方はありませんか、短時間・標準時間で分けて認定することが必要はないのですか。	<b>施設等利用給付認定においては無償化の要件として、短時間・標準時間といった保育の必要量を分けて認定する必要はありません。</b>
61	認定事由	幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い入所できなかったことが要件となるのですか、また、施設等利用給付認定の取得が要件となるのですか。	幼稚園の預かり保育事業が <b>子育てのための施設等利用給付</b> の対象となるためには、教育・保育給付第2号認定か、施設等利用給付第2・3号認定のいずれかの保育の必要性の認定が必要となります。 <b>なお、施設等利用給付第2・3号認定のみを取得する場合であってもFAQ62に記載のあるような理由書は不要となります。</b> <b>施設等利用給付第2・3号認定の基準は教育・保育給付第2号認定の基準と同等の内容となります(満3歳以降最初の3月末日までの満3歳入園児については、住民税非課税世帯に限り施設等利用給付第3号認定を受けることができます。)</b>
62	認定事由	認可外保育施設の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか、教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか、それとも施設等利用給付第2・3号認定でよいのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に教育・保育給付第2・3号認定を取得し、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業の入所申込みを行った方であると考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、 <b>子育てのための施設等利用給付無償化</b> の対象としています。 一方で、施設等利用給付の認定のみを申請する者については、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましいことから、申請時に申請者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由書を添付いただきたいと思います <b>とさせていただきます。</b>
64	認定の変更・取消	教育・保育給付認定においては、認定区分に変更が生じる場合に、保護者が変更の認定の申請をするか、市町村が職権により変更の認定をすることとされていますが、施設等利用給付認定においても同様ですか。 また、施設等利用給付認定において、法第30条の4第3号に定める市町村住民税世帯非課税の要件に該当しなくなった場合等のほか、 <b>非課税</b> 保育の必要性の認定事由がなくなった場合は、市町村はどのように対応するのでしょうか。	施設等利用給付認定子どもについても、法第30条の8及び施行規則により、認定区分や認定期間の変更等については、基本的に保護者からの認定の変更の申請を受けるか、市町村が必要と認める場合には、職権による変更の認定を行うことが可能です。 また、法第30条の9第1項のように、満3歳未満の施設等利用給付第3号認定子どもが <b>法第30条の4第3号</b> に掲げる要件に該当しなくなった場合や、 <b>法施行令</b> に定める取消事由に該当する場合には、市町村は認定を取り消すことができますが、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合については、 <b>施設等利用給付認定</b> 保護者の申し出によるほか、法第30条の7に定める届出に対する市町村の保育の必要性の確認により、 <b>施設等利用給付認定</b> が取り消される場合が考えられます。

66	職権による認定の変更	施設等利用給付第2号認定について、現況確認の結果、保育の必要性がなくなった場合は認定を取り消すこととなりますが、その認定子どもが、例えば新制度に未移行の幼稚園を利用することとなった場合に、自治体の職権で第2号から第1号に認定の切り替えを行うことは可能ですか。	職権による認定の変更は、法第30条の8第4項にある施設等利用給付第3号認定子どもに対する施設等利用給付第2号認定への変更の認定のほか、市町村が必要と認める場合に行うことが可能です。質問のような第2号から第1号への切り替えについても、市町村が必要と認める場合は、職権による認定の変更が可能です。
68	保育の必要性の確認	教育・保育給付認定においては、特定教育・保育施設等を利用していない場合には、年度が変わっても保育の必要性を再確認していませんが、幼児教育・保育の無償化が実施されても、保育の必要性の再確認については、これまでと同様の運用でよいのでしょうか。	制度論として、保育の必要性の確認に係る現況確認については、公正かつ適正な支給の確保に支障がない場合を除き、毎年度実施する必要があり、またその確認は利用開始日までに行う必要があります。しかしながら、施設等利用給付認定保護者は市町村に報告なく(特定子ども・子育て支援施設等を利用し、施設等利用給付認定期間内であることをもって市町村に施設等利用費を請求することが容易に想定されるため、上記のような運用は現実的に困難であることも考えられます。こうしたことから、子ども・子育て支援法第30条の3の規定により準用する第13条では、施設等利用費の支給のため必要な範囲で保護者に報告等を求めることが可能であり、同法第24条及び同法施行令第3条では、虚偽報告等は教育・保育給付認定の取消事由としていることを踏まえ、例えば、当該年度の現況届がない者については、市町村が施設等利用費の支払いまでに就労や疾病等の状況の報告を求めるなど運用方法の工夫により、施設等利用給付認定保護者・市町村の双方が柔軟に対応できるものにしていただきたいと存じます。
69	育児休業時の認定取消	教育・保育給付認定においては、認定保護者が育児休業を取得した場合に保育の必要性はないものの保育の継続性の観点から教育・保育給付認定の取り消しを行わない市町村が多くありますが、施設等利用給付認定においても、これと同様の考え方で差し支えないのでしょうか。	施設等利用給付認定においても、法施行規則において、当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定子ども・子育て支援施設等を引き続き利用することが必要と認められる場合について、保育の必要性の理由としています。 なお、基本的に保育の必要性の理由については、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることは好ましくないと考えます。
70	就労時間の取扱い	保育の必要性を認定する場合について、教育・保育認定では、法の施行から40年間は就労時間に係る要件を月48時間から64時間の範囲内で市町村ごとに規定(法の施行から10年間は経過措置あり。)することとしていますが、施設等利用給付認定においても、同様の取り扱いとなるのでしょうか。	お見込みの通りです。就労時間に係る要件について、教育・保育認定と施設等利用給付認定に違いを持たせることはできません好ましくありません。
75	認定開始日の遡及について	施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日より前に遡及することはできますか。	教育・保育給付認定と同様に、施設等利用給付認定についても、特定子ども・子育て支援施設等を利用する前の認定の申請を基本としていることから、施設等利用給付認定の有効期間の始期を申請後初めて施設事業を利用した日か認定日のいずれか早い方としており、認定開始日を認定の申請日より前に遡及することはできません。 反対に、何らかの瑕疵により保育の必要性を認定した場合など、後日瑕疵により認定を取り消す場合は遡及して取り消す場合があるものと考えます。
76	保育所等入所保留者が新制度幼稚園を利用する場合の認定	教育・保育給付認定第2号を取得して認可保育所の利用を希望し、入所保留となった場合で、特定教育・保育施設である幼稚園と当該園の預かり保育事業を利用することとした場合、当該子どもは法第30条の5第7項によれば、施設等利用給付第1号認定への「みなし認定」はできません。このような場合、市町村はどのようにすればよいのでしょうか。	この場合は、幼稚園(新制度)または認定こども園(教育部分)の施設型給付費を受給するための教育・保育給付第1号認定への変更の申請と、当該園が行う預かり保育事業の施設等利用費を受けるための施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を行っていただく必要があります。 なお、当該ケースは、認可保育所等への4月入所を希望された方に多く発生するものですので、教育・保育給付第1号認定への変更の申請と施設等利用給付第2号または第3号認定の申請を1枚の申請書により簡潔に手続きができるよう、国では「認定参考様式その3」を用意していますので、参考にして下さい。
78	未移行幼稚園の支払方法	特定教育・保育施設に移行していない(新制度未移行)の幼稚園を利用する方への施設等利用費の支払方法は、償還払い以外に法定代理受領が可能ですか。	現行の就園奨励費の支給事務の方法は市区町村によって様々であるため、今回の無償化にあっても、現行の就園奨励費と同様に、償還払いにするか現物給付にするかなど、居住地の市区町村が実情に応じて柔軟に支給方法を判断できることとしています。 一方、現物給付は、償還払いに比べ、 ・利用者は一時的な利用料の立替えが不要となり負担感が軽減される ・幼稚園は利用料徴収事務が、市町村は利用者への給付事務が不要となり事務負担が軽減される というメリットがあります。 国としても、給付交付金の支払いを早めることなど自治体や幼稚園の資金繰りを支援したいと考えています。
82	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園における入園料は施設等利用費の対象になりますか。	新制度未移行の幼稚園の入園料については、これまでも教育に要する費用を賄うための費用として就園奨励費の補助対象とされてきたところであり、子育てのための施設等利用給付においても、利用料の上限月額2,577円の範囲内で施設等利用費無償化の対象に含まれます。 ただし、制服費やPTA会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが入園料の中に含まれている場合、その部分については施設等利用費給付の対象とはなりません。
83	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行の幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後に転園した場合、転園先の幼稚園の入園料について無償化の対象になるのですか。	転園先の入園料も施設等利用費給付の対象になります。 ただし、対象となる入園料は、当該転園先の幼稚園における在籍初年度において、実際に支払った入園料をその初年度における転園先の在籍月数で除す(月毎に10円未満の端数は切り捨て、以下同じ。)ことで算定することになり、これと月毎の保育料を加えた額が月額2,577円を上限として施設等利用費給付の対象となります。

87	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入園・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。	新制度未移行幼稚園において、月途中に園児が入園・退園した場合、 <b>施設等利用費無償化</b> の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、 <b>支給給付額算定</b> において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行う必要はありません。
88	未移行幼稚園の算定方法(入園料)	新制度未移行幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。	新制度未移行幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用費 <b>給付</b> の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は <b>施設等利用費無償化</b> の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。 なお、 <b>支給給付額算定</b> において保育料の支払い額を日割り計算しないことと同様に、月途中で休学や復学した場合であっても、入園料の月額換算額の算定では日割り計算は不要です。
90	未移行幼稚園の算定方法(その他)	新制度未移行幼稚園について、国が示す施設等利用費の請求書雛形では「利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して算定」することが示されていますが、例えば8月のみ保育料を徴収していない場合、8月は無償化の対象期間となりますか。	御指摘の例の場合、8月分の保育料のみ特定の月(複数月を含む。)と合せて徴収していることや8月以外の各月に平準化して徴収していることが <b>原則上</b> で明確であれば、該当する月数で除す(月毎に10円未満の端数は切り捨て。)こと等の合理的な方法により、8月相当分を算出し <b>施設等利用費給付</b> の対象とすることは可能です。 一方、8月分の保育料は発生していないという前提で料金設定しているのであれば、8月分は <b>施設等利用費給付</b> の対象外となります。
91	給付の請求先(自治体)について	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園や認可外保育施設等を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費の請求を行うこととなりますか。	居住している自治体とは別の自治体の幼稚園や認可外保育施設等を利用している場合についても、新制度の幼稚園等と同様、保護者の居住市区町村に <b>施設等利用費給付</b> の申請を行うこととなります。 <b>そのため、基本的にそれぞれの園が在籍園児の居住市区町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市区町村に提出していただくこととしています。</b> なお、この場合の居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所を指しますので、個別の状況を把握したうえで、市町村間において調整のうえ、ご判断いただくこととなります(平成31年2月13日 子ども子育て支援新制度 自治体向けFAQ(第17版)No.67参照)。 <b>また、幼稚園については、それぞれの園が在籍園児の居住市区町村ごとに申請書類をとりまとめた上で、当該市町村に提出していただくこととしています。</b>
92	給付の請求先(自治体)について	保護者が事情により、やむを得ず住民票を移さず他の市区町村に転居して認可外保育施設等を利用した場合、保育の必要性の認定や施設等利用費の給付は、住民票のある市区町村ではなく、実際に居住している市区町村が担当するのでしょうか。	現在の子どものための教育・保育施設型給付においては、 <b>教育・保育給付支給</b> 認定の申請は居住する市町村へ行うこととなっており、ここでいう居住地とは、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所、としています。 <b>この取扱いは、子育てのための施設等利用給付についても取り扱いは同様です。</b>
93	給付の請求先(自治体)について	<del>居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設等を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費を請求するのでしょうか。</del>	<del>居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設等を利用している場合であっても、居住している自治体に施設等利用費を請求することとなります。</del>
94	他の市町村に所在する特定子ども子育て支援施設等の利用	<del>施設等利用給付認定保護者が、他の市町村にある認可外保育施設等を利用し、施設等利用費を請求したのですが、この場合でも市町村は施設等利用費を給付しなければならないのでしょうか。</del>	<del>施設等利用給付認定子どもが、認定を受けた市町村以外に所在する特定子ども子育て支援施設等を利用する場合、その施設等が所在する市町村の確認を受けているのであれば、認定した市町村が認定保護者に対して施設等利用費を支給することとなります。</del>
96	支給の頻度	施設等利用費の支払いについては、償還払いや法定代理受領が可能です。市町村は施設型給付費等と同様に、毎月支払いをしなければならないのでしょうか。	償還払いによる施設等利用費の支払いについては、市町村の実情に応じて決定するものですが、可能な限り、初年度は年内、遅くとも年度内に1回目の支給を行い、また、償還払いの頻度は年4回以上とすることが望ましいと考えています。 また、法定代理受領の場合の請求者は <b>施設・事業者</b> となりますが、請求書には利用者全員分の利用実績等を個別に記入する必要があるため、請求は1か月単位が妥当と思われます。 なお、国では償還払い、法定代理受領ともに、請求書参考様式を示していますので、参考にして下さい。
97	支給の頻度	施設等利用費の国庫負担分(子育てのための施設等利用給付交付金)は、施設型給付費等と同様に国から地方自治体に概算払いで交付されるのでしょうか。	国から地方自治体に支払われる子育てのための施設等利用給付交付金は、 <b>施設型給付費等子どものための教育・保育給付交付金</b> と同様、交付決定後自治体からの請求に基づいて概算払いで交付される予定です。
98	過年度支出について	年度末(2・3月頃)の特定子ども子育て支援施設等の利用に係る施設等利用費の請求が4月や5月にあった場合、出納整理期間内に施設等利用費の支払いが出来ないと考えられます。この場合、施設等利用費は翌年度予算で支払うことは差し支えないでしょうか。	施設等利用費は、利用した年度の予算で執行することが原則ですが、年度末の利用に係る施設等利用費の請求については、 <b>施設等利用給付認定保護者</b> や <b>施設・事業者</b> が請求書や添付資料を作成しなければならないことや、市町村における月額上限額の管理や領収証等の確認など、双方に一定程度の作業が必要なことから、翌年度予算での支払いとなっても差し支えありません。
99	過年度支出について	施設等利用費は、請求があれば、過年度の利用分も支払う必要があるのですか。また施設型給付費等と同様に消滅時効の規定はありますか。	法第78条第1項は、これまで子どものための教育・保育給付を受ける権利、拠出金、徴収金を徴収する権利の時効を2年としていた <b>すがしたが、子育てのための施設等利用給付を受ける権利についてもこれと同様とされました。</b>

100	過年度支出について	施設等利用費は、過年度の利用分の請求を受けた場合でも市町村は支払う必要がありますか。 また、この場合、過年度分の支払いについては、子育てのための施設等利用給付交付金の <b>給付交付</b> はありますか。	法第78条第1項に定める時効消滅前の施設等利用費の請求があった場合は、市町村は過年度の <b>利用料費</b> であっても施設等利用費を給付する必要があります。 国から地方自治体に支払われる <b>子育てのための施設等利用給付交付金費負担金</b> は、基本的に自治体からの請求に基づいて毎月概算払いで交付される予定です。 過年度の未払い分を当該年度分で補てんすることは、現在の施設等給付費等における過年度負担金実績報告訂正の事務に該当すると思われませんが、施設等 <b>利用費給付</b> において同様の仕組みになるかどうかは現在のところ未定です。	
102	日割り計算	認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設等給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行っています。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。 また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。	日割り計算の考え方は、全国共通した法則のもとで実施することにより、市町村をまたがる転居の場合でも、市町村は基本的に他の市町村と連絡調整する必要がないものと考えます。 具体的には次の[1]～[3]のパターンとなります。 [1]新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝2.57万円(※)×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数 月途中で利用開始の場合の限度額＝2.57万円( )×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数 国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校は0.04万円 注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行ってなくても、職員が勤務しているなど開所していない日数を含む。 [2]幼稚園・認定こども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝450円×幼稚園等退所日までの預かり保育事業利用日数(■) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転出日までの日数÷その月の日数) - ■を加算 月途中で利用開始の場合の限度額＝450円×幼稚園等入所日以降の預かり保育事業利用日数(■) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数) - ■を加算 [3]認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業 これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能のため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。 月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額＝3.7万円×転出日までの日数÷その月の日数 月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額＝3.7万円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数 日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件であり、月額上限額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。 <b>「転出日までの日数、や「その月の日数、などは、各月の実日数を用いる。</b>	
103	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園を利用する認定子どもが、当該園の預かり保育事業と認可外保育施設等を利用している場合、支給額が変わらないからといって施設等利用費の請求を「幼稚園+預かり保育事業+認可外保育施設」の利用分ではなく、「幼稚園+認可外保育施設」の利用分としてなされる場合が想定されますが、これは可能でしょうか。	幼稚園等(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付 <b>第2号・又は3号の認定</b> を受けた者が幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、認可外保育施設等の利用料にかかる給付を受けることはできません(No.37参照)。しかし、上記の利用者のうち、在籍する園が要件を満たして認可外保育施設等の利用料も <b>子育てのための施設等利用給付</b> の対象となる者については、幼稚園等の利用料にかかる給付(月額上限2.57万円)を受けた上で、月額上限1.13万円(住民税非課税世帯の満3歳児は1.63万円)の範囲で、預かり保育事業と認可外保育施設についてどのような組み合わせで給付の請求を行うかは任意となります。したがって、保護者が事務手続きの簡素化のため、利用した預かり保育事業を請求せず、認可外保育施設のみを請求することも可能です。	
104	給付額の利用者通知	施設等利用費の支給額を決定した際に、利用者や事業者はその支給額を通知する必要はありますか。	<b>施設等利用給付</b> 認定保護者が償還払いを請求した施設等利用費について、市町村が請求した <b>施設等利用給付</b> 認定保護者に給付額を通知することは、特に <b>施設等利用給付</b> 認定子どもが多い市町村において、事務的に非常に負荷が高いものであることから、法令上に規定を設けておりません。 <b>ただしまた</b> 、特定子ども・子育て支援施設等が法定代理受領により受けた給付額は、特定子ども・子育て支援施設等が保護者に対して通知することが必要です。	
105	法定代理受領	法定代理受領による施設等利用費の支給額を、特定子ども・子育て支援施設等が認定保護者に通知する頻度は、毎月行わなければならないのでしょうか。	施設等 <b>利用費給付</b> は月額単位で <b>支給算定</b> することが原則であることから、 <b>施設等利用給付</b> 認定保護者への通知も月額単位になると想定されますが、利用者への通知の取り扱いについては、毎月の通知が必要ということではなく、1年分をまとめて通知する取り扱いとすることも可能と考えます。	
106	法定代理受領	認定保護者が利用する施設・事業者による法定代理受領を拒み、償還払いを望む場合もありえると思いますが、施設等利用費の請求・支払い方法は、市町村が決定してよいのでしょうか。	子どものための教育・保育給付については、法第27条第5項等により、市町村は教育・保育に要した費用について、 <b>教育・保育給付</b> 認定保護者に代わり特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者に支払うことができる(法定代理受領)ため、その支払方法を市町村が決定することができるとされています。 <b>子育てのための施設等利用給付</b> についても、法第30条の11第3項により法定代理受領が認められていますが、支払方法については、 <b>施設等利用給付</b> 認定子どもの在籍数や <b>施設等</b> 利用料と月額上限額の差額等に応じて、最も効率的と考えられる支払い方法を、市町村と特定子ども・子育て支援施設等が事前に調整し決定するものと考えます。	

107	償還払い	認定保護者が、施設等利用費を償還払いにより請求する場合、施設・事業者が発行した任意の領収証等を添付すればよいのでしょうか。	償還払いの請求書に施設・事業者が発行した任意の領収証を添付するよりも、例えば市町村が指定した「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を施設・事業者が作成し、施設等利用給付認定保護者が請求書にこれらを添付することにより、市町村の施設等利用費給付の審査事務が効果的に行われると考えます。 そのため、国は「請求書参考様式その7-1-1・7-1-2 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」と「請求書参考様式その7-2 特定子ども・子育て支援提供証明書」を作成しましたので参考して下さい。
108	特定子ども・子育て支援提供証明書	特定子ども・子育て支援提供証明書においては、預かり保育事業等を提供した日及び時間帯等を記載することとなっていますが、「提供した日及び時間帯」については子ども毎に実際の利用日と利用時間を網羅的に記載する必要がありますか。	特定子ども・子育て支援同提供証明書は、市町村における施設等利用費給付額の算定の基礎となりますが、個別の利用日や利用時間の情報は支給給付額の算定において必須ではないため、「提供した日」については実際の利用日を含む提供期間を記載すれば足り、「時間帯」については標準的な利用時間を記載することで足りる。なお、預かり保育事業の「提供日数」については、実際の利用日数を記載して下さい。
109	申請者以外に 対する支出	新制度未移行幼稚園の利用者に対する施設等利用費を償還払いで支給する場合、市区町村から一旦幼稚園に支出し、幼稚園から利用者へ支払うことは可能ですか。	施設等利用費を償還払いする場合には、施設等利用給付認定保護者など申請者本人に直接支給することが原則となりますが、例えば、特別な事情により施設等利用給付認定保護者申請者以外の者を給付の受取人とする場合や、幼稚園等の施設を通じて施設等利用給付認定保護者申請者に支払う場合には、あらかじめ受取人(幼稚園等を含む。)が施設等利用給付認定保護者申請者から給付金受領等に関する委任を取り付けておくことが必要となります。
110	国立大学附属幼稚園等	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、市区町村は歳出予算を計上することは必要ですか。	国立大学附属幼稚園や国立特別支援学校幼稚部の保育料等にかかる施設等利用費は国が全額負担することになっていますが、施設等利用費給付費の支給は市区町村で行っていただくため、市区町村においては支給給付する分の歳出予算を計上することが必要です。実際の支給給付に要した費用の財源は、国から交付され市区町村の歳入に計上されることとなります。
111	教育・保育給付認定(1号)に係る地方単独費用	教育・保育給付認定第1号認定者に対する施設型給付については、幼児教育・保育の無償化を機会に地方単独費用分は無くなり、全額を国1/2、都道府県1/4、市町村1/4で負担すると理解してよろしいでしょうか。	教育・保育給付第1号認定子どもに係る施設型給付の支給に関する経過措置として設定しているいわゆる「地方単独費用部分」については、今回の幼児教育・保育の無償化に伴い見直すことは予定しておりません。 このため、地方単独費用部分については、引き続き都道府県と市区町村が折半して費用負担することになります。
113	多子減免 算定基準	<del>未移行幼稚園の副食費に係る補足給付事業における、多子軽減の算定基準はどのようになりますか。</del>	<del>現在の就園奨励費における多子減免の取扱いを踏襲し、小学校第3学年修了前を算定基準とします。</del>
114	2019年度の 保育料の算定・通知	子ども・子育て支援新制度における2019年度の保育料の算定については、10月からの無償化の開始に先立ち、9月にも実施しなければならないのですか。	利用者負担額の切り替え(所得判定)については、9月分から今当該年度の市町村民税所得割額を基礎として切り替えることが原則ですが、市町村が実情に応じて必要と認める場合には、当該切り替え処理を、2019年度に限り、10月分から特定教育・保育施設等の利用者負担額を0円とする処理と一本化し、10月分からとすることができるとするよう、法施行令で定めています。 なお、利用者負担額の切替は9月分からとし、幼児教育・保育の無償化への対応の処理は10月分からとする場合、認定保護者への利用者負担額の通知については、9月分からの通知においてまとめて行うことも可能です。 また、両方の処理を10月分からとする(一本化する)場合は、2019年9月分の保育料について、何らかの方法で通知が必要となることに留意が必要です。 なお、2020年度以降の利用者負担額の切り替え(所得判定)については、9月分から当該年度の市町村民税所得割額を基礎として切り替えることが原則です。
127	算定方法 (回数券の 利用)	預かり保育事業の利用料を回数券として一括して購入させている場合、月額の利用料はどのように算定すればよいですか。その際、証拠書類として提出させる領収証等の扱いはどうなりますか。	回数券等により複数回分の利用料を事前に支払う場合であっても、月毎に、利用した回数分かかる利用料相当額と、利用日数に450円を乗じた額を比較して小さい額が無償化の給付額となります。 この際、1回当たりの利用料金は、回数券等の料金を利用可能回数で除す(10円未満の端数は切り捨て、)ことにより算出してください。 なお、領収証自体は回数券等の代金を領収した際に発行することになると思われませんが、給付の請求時に記載する利用実績の確認が出来るよう、領収証のほか、特定子ども・子育て支援提供証明書を保護者に発行していただき、それを請求の際に提出させることが必要となります。
128	算定方法日 額単価の考 え方	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、長期休業期間を含めて同額(450円)であるため、利用時間が増加する長期休業期間で保護者負担が発生する可能性があります。保護者や事業者にどのように説明すれば良いですか。	預かり保育事業の上限額にかかる日額単価は、保育料が長期休業期間中にも徴収されている実態や公定価格等の運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額(450円)としております。
132	認可外保育 施設	新たに創設されるベビーシッターの指導監督基準の内容はどのようなものですか。	認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)についての基準は、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」で議論いただき、7月10日に「議論のとりまとめ」を公表しました。保育従事者は保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする基準を子ども・子育て支援法施行規則に規定します。「一定の研修を受講した者」とは、施行規則では、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。))その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」と規定し、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容を基とする20時間程度の講義と1日以上以上の演習を基本とします。「議論のとりまとめ」では、具体的に考えられる研修としては、地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修(地域保育コース)、(公社)全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修(民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、又はと同等と認められる研修)が、挙げられています。今後、とりまとめの内容を踏まえ、指導監督基準の改正等を実施してまいります。認可の居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修(地域保育コース)に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認めるものと考えております。引き続き、地方自治体による指導監督の方法等についても検討してまいります。



135	認可外保育施設	認可外保育施設等を特定子ども・子育て支援施設等として幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業としたのは、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちが存在することですが、保育所等入所保留児童が存在している市町村のみが、認可外保育施設等利用者への施設等利用給付認定を行ったり、施設等利用費を支払うということなのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に認可保育所の入所申し込みのために教育・保育給付の第2・3号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であると考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。 このため、全ての市・区・町村において、申請があった場合には、施設等利用給付認定などの手続きを行う必要があります。 (施設等利用給付認定の申請のみを行う場合の運用上の取扱いについてはNo.6264の回答を参照ください。)
140	条例制定と確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市町村が条例で基準を定めることができるとしていますが、条例を制定した場合、法第30条の11でいう「確認」は、条例で定める基準を満たす認可外保育施設のみ実施すればよいのでしょうか。	質問にある条例を制定する市町村は、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設についても、法第30条の11に規定する「確認」を行う必要があります。 すなわち、条例制定市町村以外の市町村に居住する認定子どもが、当該条例に定める基準を満たしていない認可外保育施設を利用した際には、 <b>子育てのための施設等利用給付の対象になることから、全国に効力を発する「確認」は、たとえ当該条例に定める基準を満たしていなくても実施する必要があります。</b>
141	条例で対象となった施設等の確認	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則第4条第2項において、施設等利用費の支給の対象とする認可外保育施設について、法施行日から5年間は市・区・町村が条例で基準を定めることができますが、条例を制定した場合、条例を制定していない市・区・町村に所在する認可外保育施設が条例で定める基準を満たしているかどうかの確認はどの市・区・町村が行うのでしょうか。	条例を制定した市・区・町村の住民が、他の市・区・町村に所在する認可外保育施設を利用している場合には <b>あり、当該施設が</b> 条例で定める基準を満たしているかどうかを <b>確認する必要がある場合には</b> 、条例を制定した市・区・町村が、施設の所在地にかかわらず確認する必要があります。
148	追加認定の必要性	企業主導型保育事業を利用する場合、教育・保育給付第2号認定(3歳から5歳まで)や第3号認定(0歳から2歳まで)を受けていない子供が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	<b>教育・保育給付第2・号認定</b> や3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から <b>教育・保育給付第2・号認定または</b> 3号認定を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(教育・保育給付認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、 <b>教育・保育給付第2・号認定または</b> 3号認定を受けていない場合は、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。
149	地域枠の利用者	企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する教育・保育給付第2号認定や第3号認定の要件を満たさない場合はどうなりますか。	企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、教育・保育給付第2・号認定または第3号認定を受けていることを必須の要件とはしてならず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、教育・保育給付第2・号認定または第3号認定を受けていることをもって確認を行うことになります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。
150	企業主導型保育事業利用者の認可外利用	企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)を上限として、その差額について施設等利用費を請求することはできますか。	企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者については、新たな認定(施設等利用給付認定)を受けて <b>施設等利用費新たな給付</b> の支給を受けることはできません。したがって、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。
152	企業主導型保育事業利用者の把握	企業主導型保育事業の利用者については、事業主拠出金により無償化が行われることから、法第30条の4において施設等利用給付の支給対象から除外されていますが、市町村において、どのように企業主導型保育事業の利用者を把握するのでしょうか。	企業主導型保育事業の利用者の保護者を、施設等利用給付認定を申請することができない者とし、 <b>内閣府令において</b> 、保護者が企業主導型保育事業の入退所時(小学校就学による退所は除く。)、利用施設を通して企業主導型保育事業の利用状況を居住地市町村に報告することとしています。 <b>ものとするよう、内閣府令を定める予定。</b>
161	施設が徴収している経費の取扱	保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。また、特定教育・保育施設における食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのでしょうか。	保護者から施設が徴収している <b>教育・保育において提供される便宜に要するこれらの経費は</b> 、無償化の対象とはなりません。 また、 <b>特定教育・保育施設における食材料費の取扱いについては</b> 、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。 <b>なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。なお、保育所等の0歳から2歳までの子供は、無償化が住民税非課税世帯に限定されることから、現行の取扱いを継続します。</b>

163	副食費の徴収	副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。	食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。 幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書(平成30年5月)において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、 <b>教育・保育給付第1号</b> ・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とすることとしました。 なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる <b>教育・保育給付第3号</b> 認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。	
164	副食費の徴収	幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。	私立認可保育所を利用する <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、 <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。	
165	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	<b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等( )について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)が免除の対象となります。  生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児・その他市町村長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯の一部の子及び全ての世帯の第3子以降の子	
166	補足給付事業	現行の補足給付事業は継続されますか。	現行の補足給付事業のうち <b>教育・保育給付第1号</b> 認定子どもに対する副食費の助成事業については、低所得世帯等の副食費の負担免除に伴う公定価格上の加算を設ける <b>予定である</b> ことを踏まえ、廃止します。 また、現行の事業のうち、 <b>教育・保育給付第1号</b> ～3号認定子どもの教材費・行事費等の助成事業については、これまで通り継続します。 さらに、未移行幼稚園の給食費(副食費)についても、新たに補足給付事業の対象となります。	
169	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。 この際、これまで <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安とします。	
175	認可外保育施設等の副食費	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業における、食材料費の取扱いはどうなるのでしょうか。	国の制度における <b>預かり保育事業</b> や認可外保育施設等の副食費に対する低所得者負担軽減策はありません。	
179	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことですが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします(告示及び通知を改正予定)。 <b>教育・保育給付第1号</b> 認定子ども、月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数) 給食実施日数は、希望する子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。基準日数は検討中。 <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子ども、月額4,500円	
183	免除対象者の条例等への規定	幼稚園・認定こども園、保育所等における副食費の徴収免除対象者については、市町村の条例や規則等で規定するべきでしょうか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者については、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(内閣府令)」第13条第4項を改正し、保護者から徴収可能な費目から除外します。改正法の施行後1年間は、内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けますので、市町村はその期間内に、法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設等の運営に関する基準条例を内閣府令に従って改正する <b>必要がありますこととします</b> 。	
187	児童手当からの徴収	児童手当受給者の申出に基づき、市町村は保育所等における主食費・副食費について、児童手当から徴収することはできますか。	児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき、児童手当受給者が、児童手当を受給する前に、主食費・副食費の支払に充てる旨を申し出た場合には、各市町村の判断で、児童手当から徴収することは可能です。 <b>なお、当該費用は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第12条の10第3項第5号に掲げる費用に該当します。</b>	
190	<b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのですか。それとも2歳児クラス在籍中は <b>教育・保育給付第3号</b> と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	<b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どものうち、満3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間にある子どもについて、子ども・子育て支援法施行令では「特定満3歳以上保育認定子ども」と定義しており、同施行令第4条～第13条第2項において、「特定満3歳以上保育認定子ども」の施設型給付費に係る利用者負担額(保育料)の上限は、満3歳未満の保育認定子ども(第3号認定子ども)と同じ取り扱いとしており、幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した <b>教育・保育給付第2号</b> 認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。	
191	食材料費関係	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は <b>施設による</b> 徴収の対象者ではないとのことですが、満3歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満3歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は施設による徴収の対象外になります。	

201	運営基準	各施設について定める「運営に関する基準」は、具体的にどのような基準ですか。	<p>特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育等の提供の記録</li> <li>・利用料や実費の徴収可能費目及び手続</li> <li>・領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付</li> <li>・秘密保持</li> <li>・諸記録の整備</li> </ul> <p>なお、ここでの基準は新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしています。現行の子どものための教育・保育給付とは異なり、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定です。</p>
202	条例制定の要否	市町村は、現行の子どものための教育・保育給付についての確認と同様に、子育てのための施設等利用給付新しい給付についても施設の「運営に関する基準」の確認に関して、条例を制定することが必要ですか。	新しい施設等利用給付にかかる特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、法第58条の4第2項において内閣府令で定める基準に従うことと規定されていることから、市町村による条例の制定は不要としています。
203	質に係る基準(認可外)	市町村が「確認」を行うに当たって、認可外保育施設が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものですか。	内閣府令において、保育に従事する者や保育内容等、現行の認可外保育施設指導監督基準(「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)別添)に定める内容としています。内閣府令で規定します。また、居宅訪問型保育事業の保育従事者は、保育士、看護師又は一定の研修を受講した者としています。
207	質に係る基準(ファミサポ)	市町村が「確認」を行うに当たって、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものとなりますか。	<p>市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要がありますが、ファミリー・サポート・センター事業については、援助を行う会員に対し、緊急救命講習(AED(自動体外式除細動器)の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだもの)事故防止に関する講習の2つを実施していることを基準としてます。予定です。(実施要綱でも同内容を必須化するため、子ども・子育て支援交付金で運営費を申請いただく場合もこれらの実施が必要となります。)</p> <p>本事業の実施については、市町村又はその委託等を受けた者に限ることとされているため、市町村において受託者が当該基準を満たしているかを適時に把握できていることから、部局間の工夫により確認の手続は簡素に行うことができると考えております。</p>
247	保育料を定める条例の改正の要否	無償化の実施に伴い、特定教育・保育施設の保育料を定めている条例を今令和元年の10月までに改正する必要がありますか。	特定教育・保育施設の利用者負担額については、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、政令(法施行令)を改正し、対象者に係る上限額を零としています。このため、公立施設をはじめ、特定教育・保育施設等の保育料を条例で定めている場合においては、今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、これを改正する必要があります。
248	市町村における運営基準改正の要否	市町村の定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を今令和元年の10月までに改正する必要がありますか。	<p>幼児教育・保育の無償化に伴い、教育・保育給付第1号・第2号認定子どもの副食費を、基本的に認定保護者が幼稚園や保育所等に支払うこととなりますが、年収約360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払を免除するとともに、相当額を公定価格において加算することとしています。このため、食事の提供に要する費用の徴収に係る「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」第13条第4項を改正し、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定子ども・第2号認定子どもに対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外したところを予定しています。</p> <p>内閣府令における徴収可能費目の定めは、いわゆる「従うべき基準」であり、各市町村において、子ども・子育て支援法第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準を、内閣府令改正に従って改正することとなりますが、市町村における準備期間を考慮し、改正法の施行後1年間は府令で定めた内容を条例で定めたものとみなす経過措置を設けています。各市町村においては、経過期間中に当該条例を改正する必要があります。</p>
253	課税の取扱	現在、自治体単独で実施している認可外保育施設の保育料補助金は課税の対象とされていますが、子育てのための施設等利用給付無償化の給付についても同様の扱いと考えてよいでしょうか。	子育てのための施設等利用給付未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等の無償化に係る給付は、現行の子どものための教育・保育給付施設型給付と同様に、租税公課の対象とはなりません。
255	東日本大震災に係る対応	今般の幼児教育・保育の無償化に関する事務は、施設型給付等と同様に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住民移転者に係る措置に関する法律」に基づき指定市町村の事務を避難先団体が処理することができますか。	施設型給付費の支給事務等と同様に、指定市町村からの届出を受けた総務大臣による告示があれば、施設等利用費に関する事務についても、同法第6条第2項に基づく事務として避難先団体が処理する旨を各都道府県・市区町村に周知することとなります。予定としております。